

令和8年度みどり市結婚新生活支援補助金のご案内

結婚 新生活

を応援します。

最大
100万円

を補助します！

新婚夫婦を対象に、新生活に伴う家賃や引っ越し等の費用を補助します。

補助金額

夫婦共に **29歳以下**：60万円

夫婦共に **39歳以下**：30万円

さらに、
大間々町北部※1に居住の場合：+20万円

※1 浅原、長尾根、小平、塩原、塩沢、上神梅、下神梅

東町に居住の場合：+40万円

対象経費

結婚を機に令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った以下の費用

(1) 住宅取得費用 (2) 住宅リフォーム費用 (3) 住宅賃借費用 (4) 引っ越し費用

対象条件

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出した又は受理された夫婦
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- 夫婦の合計所得が500万円未満 ※貸与型奨学金を返済している場合は、夫婦の合計所得から年間返済額を控除した額
- 申請時点で、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所である など

申請の際は、
事前にご相談
ください。



【みどり市HP】

【問い合わせ】

みどり市 こども課 こども政策係

Tel : 0277-76-0995

E-Mail : kodomo@city.midori.lg.jp

〒376-0192

群馬県みどり市大間々町大間々1511番地

開庁日時：月曜～金曜(祝日を除く) 8:30～17:15

まずは裏面のフローチャート
で対象となるか確認！

申し込み確認用フローチャート

このフローチャートでは、おおまかな対象要件に基づいて補助対象となるか否かを確認することができます。対象外と判定された場合でも、事情により補助対象となる場合があります。詳細な補助要件等については、市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

START

婚姻日は令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間で、婚姻日における夫婦双方の年齢は39歳以下ですか？

いいえ

はい

夫婦の合計所得金額※2は500万円未満ですか？

いいえ

夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金を返還していますか？

いいえ

<申請時期によって判定する所得が異なります>
令和8年4月～6月に申請
→令和6年中の合計所得金額
令和8年7月～令和9年2月に申請
→令和7年中の合計所得金額

※2 所得とは収入から必要経費を差し引いたもので、年取や手取り額のことではありません。所得の詳細については、市ホームページ上にある「みどり市結婚新生活支援補助金に関するQ&A」の「2.所得について」をご確認ください。

はい

合計所得金額から返済額を控除すると500万円未満ですか？

いいえ

はい

申請対象の住宅がみどり市内にあり、夫婦の双方又は一方がその住宅に住民登録がありますか？

いいえ

はい

契約の名義人は夫婦のいずれかであり、対象経費は夫婦のいずれかが令和8年4月1日から令和9年3月31日までに費用を支払っていますか？

いいえ

対象となる可能性があります。何らかの理由(住宅建設中や家賃支払い前など)で次年度に費用が発生する場合は、個別にご相談ください。

はい

夫婦の双方又は一方が、過去に住宅取得及び住宅リフォームに係る公的な家賃補助や、本補助金と同様の補助金(他自治体を含む)を受けていますか？

はい

いいえ

夫婦の双方又は一方が、過去に移住支援金(他自治体を含む)を受けていますか？

はい

いいえ

夫婦ともに市税を完納していますか？

いいえ

はい

本補助金の申請後も継続して居住する意思がありますか？

いいえ

はい

申請することができます。
申請にあたっては、令和8年11月30日(月曜)までに電話または子ども課の窓口で事前にご相談ください。また、申請方法や必要書類などの詳細は、市ホームページに掲載していますので、あらかじめご確認ください。

夫婦共に 29歳以下：60万円

夫婦共に 39歳以下：30万円

さらに、大間々町北部※1に居住の場合：+20万円

※1 浅原、長尾根、小平、塩原、塩沢、上神梅、下神梅

東町に居住の場合：+40万円

対象になりません。